

平成 30 年 10 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 30 年 10 月 3 日（水）
- 2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 30 分
- 4 終了時間 午後 4 時 5 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、前村学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、新宮生涯学習課長、岩崎学校給食課長、武田文化財課長、矢部都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

中原委員、岡村委員

7 開 会

○教育長

ただいまより、10 月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。

本日の委員会の終了時刻は 16 時を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、前会議録の承認につきまして、お願いしたいと思います。

皆様方のお手元に平成 30 年 9 月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、会議録署名委員でありました濱田委員、岡村委員に署名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、本日の会議録の署名委員についてでございます。署名委員につきましては、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第 15 条の規定により、中原委員、岡村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは、早速、教育長報告をさせていただきたいと思いますが、まずは、今般、非常に激しい台風が参りましたので、その台風についての被害状況、2 番目に、議会の報告、そして、3 番目に生徒指導上のお話をしたいと思います。

では、初めに、台風の被害状況についてよろしくお願いいたします。

○教育総務課長

台風 24 号に伴いまして、小学校、中学校とも被害がございました。県に最新の報告を上げておりますので、それによって説明してまいります。

小学校につきましては、37 校中 24 校に何らかの被害がございました。中学校におきましては、19 校中 12 校に何らかの被害がございました。被害の内容は様々なのですが、まずは、学校敷地内の倒木についてお話しします。

梅北小、丸野小、菓子野小で倒木がございました。小学校はいずれも、今週の月火水の日程で運動会ございましたので、我々としても早めに業者に依頼して、撤去なり要望したところなのですが、なかなか

業者のほうも民間の修繕とか入っておりまして、地元の消防団なり地域などが対処していただいたということを知っています。丸野小のほうも、倒木によって、学校と農道とのフェンスが壊れてしまっていて、これは、前回のブロック塀の適合していない部分ではなかったのですが、また新たにフェンスを設置することになるのかと考えております。

それ以外の被害の状況としましては様々ですが、プールのフェンスが破損、運動場の駐車場の柵の支柱が破損、一番大きいのが、山之口小学校の南側の法面が横幅 15 メートル、縦 10 メートル崩れまして、ちょうど隣接地が民家でしたので、民家の庭に土砂が流れたということで、これだけは急いで業者のほうに発注しております。中学校のほうも、同じく窓ガラスが破損、祝吉中については、弓道場の屋根スレートの破損、山之口中は給食コンテナ室の天井の破損など、色々ございました。有水中においては、グラウンドの正門が破損したということで、これが今、すべて調査中でございます。山之口は先ほどの土砂崩落につきましてだけ業者に頼んでいる状況でございます。

○教育長

ありがとうございました。やはり、大変な台風だったみたいです。

○教育総務課主査

学校以外の被害について報告させていただきます。

まず、体育施設のほうは、早水の運動公園内のメインアリーナ内の既存のエレベーターが故障しております。公園内の倒木等は多数あります。都城運動公園の倒木、2 階客席の雨漏り、山之口運動公園も倒木など、掲示板等の倒壊、高城運動公園については、屋内競技場の雨漏りが 2 か所、体育館のほうから天井の保護材が落下しております。そんなに大きなものではないのですが、各体育施設で倒木とか、瓦がはがれたりとか、軒下ボードがはがれたりとか、そういう被害が多数あります。地区公民館等の被害は今のところ上がってきておりません。給食センターのほうも、高崎給食センターが 2 か所、事務所と 2 階トイレの雨漏り、山之口給食センターが消毒室入り口の自動ドアが割れたりしたわけではなくて故障しております。図書館、歴史資料館、美術館等の被害はありません。島津邸のほうも、壁の漆喰がはがれ落ちたりしているのが、外蔵が 3 か所、石蔵が東西の 2 か所、本宅も 1 か所、漆喰がはがれ落ちています。本宅のほうは雨漏りが廊下で 2 か所ありました。島津邸は倒木があります。以上が、その他の教育施設の被害です。

○教育長

ありがとうございました。

かなりの被害をもたらしていると思いますけれども、特に、来年南九州インターハイがありますメインアリーナとサブアリーナですが、そのメインアリーナがかなりの雨漏りがしている状況で、早急に対応すると言っていますので、もしかすると、補正がかかるかもしれません。そういう状況でございます。

何かこれについて、ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、2 番目としまして、9 月議会の報告を行っていききたいと思います。

これにつきましては、まだ明日が最終日なのですが、ほぼ終わっている状況なので、ご説明をさせていただきたいと思います。

9 月議会におきましては、全体の質問者は 19 名中 15 名から質問があった状況で、ほぼ毎日、何らかの質問を受けている状況でございます。その中で抜粋させていただいたものが、次に上げております。

1 番目に、小学生の通学時の荷物の軽減対策について。これを音堅議員からいただきました。

主なお答えとしましては、いわゆる置勉、つまり学校に教科書を置いているということは認めていませんが、今後、毎日使用しない学習用具を教室に置かせるなど、軽量の対策をとっているということで、お話ししてあります。

また、議員のほうから、もし置かせるとなると、鍵つきロッカーとか必要になるのではないかという問いでございましたので、鍵つきロッカーを常備するよりも記名指導を徹底することのほうが、教育的に意義が高いというお答えをしております。議員としても納得は、これについてはされておりました。

2 つ目に、学校のエアコンの整備と部活動外部指導者について。赤塚議員からの質問でございましたが、これはテレビ放映もされましたのでご承知かと思いますが、今回においてエアコン設置に向けた設計委託費を追加提案するという市長答弁がこの時行われました。

そして、外部指導者につきましては、外部の指導員の制度を導入して研究していきたいという旨のお答えをしております。今現在、外部指導者といわれる方々は市内に 68 名いらっしゃいます。しかしながら、この方々に報酬や引率の権限、そういうものを渡しているわけではございません。また国や県との調整を図りながら進めていきたいと思っております。

3 つ目でございますが、2 巡目国体を見据えた競技力の向上について、上坂議員からいただきました。

2 つありまして、みやこんじょジュニアトップアスリート事業とぼんちスポーツ指導者スキルアップ事業、これは実際に競技をする子どもたちと指導者を対象にした 2 つの事業を 2 本柱として、今、推進しているところでございます。日体大等の協力を仰ぎながら、今進めているところでございます。

4 つ目でございます。

学校 2 学期制について、それから、奨学金、秋田県潟上市石川理紀之助交流について、荒神議員から質問がございました。

都城市は 3 学期制を維持しているというお答えをしております。もちろん 2 学期制の良さもちゃんとここでは踏まえながらも 3 学期制で都城はやっていきたいと考えております。

後ほど、協議をしていただきたい部分なのですが、奨学金の利用者が減っている。地元企業採用の優遇策はできないか、議論を深めていきますというお答えを今回いたしました。同様の質問を徳留八郎議員も行っております。同じように答えております。これについては後ほどご意見をいただきたいと思っております。

潟上市教育委員会と協議を行って、山田地区以外の地域との関わりを踏まえながら検討していきますということで、お答えをしております。非常に素晴らしい偉人であることにはかわりないのですけれども、色々と他の地域にも素晴らしい地元の偉人がいらっしゃいますので、そことの兼ね合いがあるということを考えております。

5 番目でございます。

空調機、図書館、教職員の働き方についてということで、森りえ議員からの質問がきておりました。

空調機につきましては、7 月から 2 月当初まで救急搬送された熱中症または熱中症が疑われた児童・生徒がどのくらいいるのかということで、小学生では 0 名、中学生では 9 名いましたというお答えをしております。また、疾病等による体温調整の難しい児童・生徒にはどう対応しているのかという質問でございましたけれども、そういう子が在籍している教室へは、学校、保護者、教育委員会が協議を一旦行いまして、個別にエアコンの設置をしております。そういうことについて説明をいたしました。

図書館につきましては、図書館業務について、9 月 7 日に 50 万人を突破したというところでございましたけれども、駐輪場の心配等がありましたが、北側軒下を駐輪場として解放した時には、満車になることがなかったということで、まだこれの様子を見ながらやっていきたいと思っています。

続いては、教職員の働き方改革ですが、出退勤の記録を導入されるのかどうかということで、今後導入される ICT 等の活用を考えていきたいとお答えしました。

また、統一した学校閉庁日はやらないのかということをおっしゃったので、これについては、へたをすると小手先の部分の可能性があるということで、これにつきましても後で協議をお願いしたいと思います。

6 番目でございます。

子どもたちのスポーツ活動支援、地域の安心・安全の環境整備について、川内議員から質問がありました。まずは、スポーツ活動支援については、体育施設等の利用料について。主たる活動である練習のみ今後も減免するというお答えをしております。県内他市においても同様に扱っていらっしゃるということでございますけれども、なかなか納得はあまりされていなかったような気がします。もっと減免したらどうかということです。

それから、不審者情報について、保護者、地域への伝わり方について質問がありました。この情報につきましては、委員会等から一斉メールは行っていません。各学校の判断でメール配信等を保護者、見守り隊の方々に行っている状況です。

また、最後に、防犯カメラの設置について、教育委員会は考えていないのかというご質問でしたので、防犯カメラの設置については、教育委員会単独での設置は考えていないとお答えしています。

続きまして、7 番目でございます。

防災対策について。これは主にブロック塀と熱中症対策について、江内谷議員からご質問がございました。

防災対策、特にブロック塀につきましては、大阪北部地震の 2 日後、全学校の敷地内ブロックを、教育総務課によって点検をしていただきました。小学校 10 校、中学校 4 校において、規格適用外のものを確認して、既に改善工事に着手しているところでございます。すべて終わったそうでございます。

続きまして、熱中症対策でございますが、1 番キーとなるものは水分の補給になると思います。すべての小・中学校で水筒持参の対策を行っている、とお答えをしました。

ただ、水筒持参につきましては、各学校の状況によって違いますので、その状況にあわせて学校が判断して持たせているという状況です。

8 番目に、平和に関する教育について、畑中議員から質問がございました。

平和学習は社会科において、今、学習をしているという、過去にも同じような答弁をしております。また、修学旅行を利用して、鹿児島県知覧町や中学生は沖縄県に行って、平和学習をしている学校が多いというようなことをお答えしています。

畑中議員におかれましては、疎開を沖縄から宮崎にしているお子さんたちが沢山いたはずだということも歴史上しっかりと残しておいてほしいというようなこともお話がありました。

9 番目でございます。

学校教育における女性の健康支援について、佐藤議員からの質問でございます。

月経関係疾病について、特にお伺いされました。よく言われるのは、女の子はそういうものは我慢してしまう。そこに疾病が隠れている可能性があるというご質問でございました。児童・生徒に正しいことを認識させることは重要なことであり、養護教諭を中心に職員間の連携がとれるようにしているというお答えをしました。また同時に、相談体制についてもお伺いされましたので、体の病気は心としてあらわれてきますので、スクールカウンセラー等の利活用を図っているところでございますというお答えをしました。

最後 10 番目ですが、国指定史跡大島島田遺跡について、中田委員から質問がありました。

昨年 7 月からの開園から 1 年間で利用申請があった団体が 11 団体、合計 257 名が見学をしている状況です。ほかにも、申請しないで直接現地に赴いている方々もいらっしゃいますということです。

もう 1 つは、学校の利用なのですが、昨年度小学校 1 校のみで、本年度はまだゼロでございます。理由は、木陰が少ないということと、トイレが少ないことが考えられますという答弁をしたのですが、この木陰が少ない理由は、国指定の敷地内には高木は植えられないという条件があります。史跡を根っこによって壊してしまう可能性があるということです。周りの指定エリア以外のところに今、低木を植えているのですが、まだまだ幼い幼木でございまして、なかなか日陰を作るまでにはいかない状況です。

指定敷地内にはトイレは建てられませんので、これも外れたところに建てているのですが、その際に、国からの申し入れは、これぐらいしか建てられませんか決められてしまいまして、大体 10 人槽ぐらいのトイレしか建てることができなかったということで、学校の利用については少し難しいかなというところ。今後また、これについては考えていかないとはいえないとは思っているところです。

あと、草刈りなのですが、年に 4 回実施しているところですが、その間、草が繁茂している状況が見られるということで、その部分も考えていかないとはいえないと思っております。

それでは、2 点協議を残して、その他で何かここまでのご質問等があれば、お願いしたいと思います。

○赤松委員

最初におっしゃった小学生の荷物の軽減についてですが、文部科学省が秋口に通知を出されました。報道された通知を見て、何と無責任な通知だろうと、私は捉えました。元々、ランドセルの中の主な荷物は教科用図書です。教科用図書について、検定して、OKを出しているのは文部科学省なのです。検定に際して、通学時の荷物の重量について配慮すべき点を指導すべきです。なぜ、あんな大きいサイズの教科書を検定で合格させているのでしょうか。もっと軽くて小さくて、重さを軽減するような教科書を作成する工夫をさせれば、ずいぶん変わってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長

おっしゃるとおりだと思います。

今、教科書が3割重くなっているという統計が出ておりますので、昔と比べて教科書だけで3割、教科書だけでなく、今度は資料集がついてきたりとか、もちろんノートがついてくるので、当然重くなってしまいうということで、重い時には実際7キロぐらいになってしまうということで、委員のおっしゃるとおり非常に無責任ではあるのですけれども、子どもの体を考えてときに、なるべくいっぺんに持ってこさせないような方策は考えないといけないとは思っています。

○赤松委員

一方では学力向上を文部科学省は指導しています。学力向上についても具体的な施策を文部科学省自身が出してしかるべきだと私は思っています。今回のランドセルの重さについても、市町村の教育委員会に委ねるような文部科学省は大丈夫かなと思っています。今回新たに就任された大臣に期待をしているところです。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

○教育総務課長

1点だけ補足させていただきます。

答弁にありました小学校のブロック塀の点検、小学校10校、中学校4校ございますけれども、国のほうからの当初の調査では、目視による調査をしてくださいということで、建築基準法に適合していないケースのうち、壁の高さ、壁の厚さ、あとは控え壁の3点について適合していないブロック塀が小学校10校、中学校4校ということです。この部分に対しては既に工事は完了しております。その後、鉄筋が入っているか入っていないかという調査が1月半後ぐらいに国から来ましたので、その該当する中学校が高城中だけ1校ございました。これに関しては、まだ工事が完了しておりません。年度内には完了する見込みです。

○教育長

補足ありがとうございます。念には念を入れて、こういうことはやっておかないといけないなと思っております。

それでは、協議に進めさせていただきたいと思います。

今回、協議1としまして、奨学金の扱い方についてでございます。

今回、論点となったのは、地元企業採用の優遇策はできないのかという議論をしてくださいという話だったのですが、これにつきましては、教育委員会だけでできる論議ではないと思っております。例えば、商工とか、また、色々なところが話し合いをしていかなければならないことだと思っています。

ただ、この奨学金の中で、論点を3つにまとめたのですが、青少年の健全育成目的とした活用方法は今のところできないようなのです。というのは、2つの条例によって目的がはっきりと示してありますので、健全育成にも使っているというふうにはなっていないところです。ところが、もう一つ都城市は育英会の奨学金もございます。2階のところでやっていたいところですが、あちらのほうは、青少年健全育成を目的にした事業に使っているというものです。そういうところを言われたのではないかと思いますけれども、改正の矛先といいますか、方向性を青少年の健全育成を目的とした事業の活用の方向に舵を切っているかという、そういうところをお伺いしたいと思っております。

議会の質問者はお二人ともこのような形でできないかという話をされていたのですが、今この2

つの条例で決まっているものについては、健全育成といえども貸付業務を主とした形でやっています。条例改正をしていかないといけないのですが。

○岡村委員

利用者が少ないから、基金等があるのではという意味合いで健全育成に流用しようということですね。

○教育長

余っているという言い方は何ですけれども、すべて貸し付けすることはまずありえないぐらいで、基金もありますので。

○濱田委員

利用者が少ない理由というのはあると思うのですが。

○教育長

まず、利用者が少ない理由といたしましては、今の実態のお話をしなければならないと思います。子どもたちは結構少なくなっていました。

まず、高校生に貸し付けていますが、新規の申請者は 5 名しかいませんでした。継続の申請者が 3 名、合計 8 名しか高校生はいません。もちろん全員採用されまして、貸付額は 96 万円になっております。大学生につきましては、新規の申請者が 6 名、継続の申請者が 17 名、合計 23 名でございます。すべて採用されまして、貸付額は 690 万円。

あと、先ほど言いました育英会がありますが、この奨学金につきましては、新規が 37 名、そして、継続申請者が 95 名、合計 129 名、そのうち 123 名が採用されまして、貸付額は 4,374 万円という金額になっております。

都城市が担当しているもの自体が非常に少ない状況です。このことについてなのですが、まず、高校生には月額 1 万円、大学生につきましては月額 2 万 5 千円を貸し付けています。もう一つのほうの育英会につきましては、大学生だけを対象に月額 3 万円を貸し付けています。そういう状況の中で、育英会の奨学金は審査がありまして、これは全員が通るとは限らない。通らなかった子たちがこちらのほうに流れているという感じで、トータルしてこのぐらいしか借りたがらないという状況です。

今、実態を申し上げましたけれども、その理由はと言いますと、やはり貸与だからだと思います。いずれかは返さないといけない。結局、その後就職して返すだけの余力がなかなかないと。

方策としては、貸与についての期間を延ばしたりとか、貸与を猶予したりとか、色々システムはございます。が、それをあわせても、やはり返さなければならないということで、なかなか借り手がいないというのが理由ではないかと思っております。

○赤松委員

この奨学金の利用者が少なくなっている現状を地元企業採用の優遇策にするということについてのお考えがよくわからないのですが、御指導ください。

○教育長

全くべつものと考えてもいいとは思っています。ということは、ほかの市町村の調査をしました。その中で、10 年以上定住していれば返還額の 2 分の 1 を戻しますよという制度を作っています。つまり、戻すところは、市や商工観光側がお金を出して、予算を出して戻す。つまりは、一旦返してもらいますというシステムなのです。ですから全くべつものとして存在しているのですが、そこの中で、かぶせているというものもあります。

また、別な市ですけれども、一旦返すのが大変ではないかということで、差引くところもあります。奨学金利用者のみ市内定住者のみを対象としまして、貸付額の 20 分の 1 を差引きますとかいうような制度を持っているところもあります。

○赤松委員

お尋ねになった議員さんの趣旨は、奨学金利用者が減っている現状があるので、返済について地元企業と

の関連をつけることによって、返済を猶予するようなお考えはないのですかというお尋ねだったのですか。奨学金の趣旨は、より上級の学校で学ぼうとする時に資金が足りないからお借りするということです。自分がきちんと成人して、仕事に就けるようになったら、お借りしたものをお返しすることの条件でお借りするわけだから、地元企業との関連とかそういうことは全く私は関係ないのではないかと考えています。従って、お尋ねの趣旨がよくわかりません。御指導ください。

○教育長

その通りだと思います。そこに新たな制度を上乗せして、奨学金を返すのを軽減されたら、地元に残ってくれる子が多くなるだろうという、そういうお考えだと思います。

○赤松委員

奨学金の本来の趣旨とは直接の関わりはないのでしょうか。

○教育長

これを例えば給付式にしたりとかすると、原資が減ってきますので、当然ながら、寄附者の意図とは合わなくなってくるので、そこはきちんと教育委員会としては考えていかないといけないところだなとは思っております。

○赤松委員

従前はもっと沢山の利用者がいらっしやったのですか。

○教育長

過去にはおまして、また、原資も銀行とかに預けておきますと、昔の話ですけれども、利子がついて、その利子の分で実際には給与していた時期もあります。でももう今、銀行の金利がこういう状況なので、減っていくばかりですので、これは不可能ではないかと考えております。

○濱田委員

一方の借り手側の意思として、あまり借りたくないというのが、お金がある程度大きな額になり、その返却があるからということではないのでしょうか。

○教育長

私は去年まで学校教育課の窓口にいましたので、色々言われる方々が非常に貧困に窮されていて、高校生でも月額 1 万円なのですけれども、それを早くもらえないかと。申請していたらちょっと時間がかかるのです。最初の支給が。ですので、早くもらえないかと尋ねてこられるのです。部活動をさせるのに道具を買ってあげられないとかいうようなお話も聞きましたので、本当に生活に窮している方はいっぱいいらっしゃると思います。そこに向学心を燃やして、次の学校に行こうという意思が段々なくなっているのかもしれない。

○濱田委員

必要ないということではないわけですね。必要な人はむしろ増えていると考えます。もらえやすいような仕組みにするとか、返却を減らすとか、免除とかいうこともあわせて考えていかないといけないと思います。今、若者を地元企業に残そうという動きがあります。できるだけ地元で頑張ってもらいたいという気持ちがあり、そういう動きにはなっていますので、今言われた制度は 1 つのやり方かなという気はします。地元に大きい企業がもし沢山あるならば、おそらくそういう企業は、将来の就業を条件に奨学金を出してくると思うのです。企業が小さかったり、あまり名前が知られていないとかがあると思います。何か、地元定着に奨学金制度を利用するのが考えられるかもしれません。

○教育長

最初から申しますように、そのことについては関係各課と色々調整をしていく必要がありますので、それはやっていきたいと思います。

○中原委員

いわゆる民間奉仕団体、ロータリークラブとかああいうところでは給付型なのです。おっしゃるとおりに、

会費のほうから、もともとの発祥は島津久厚先生の浄財といいますが基金をもとに始まったのが最初なのですけれども、それが利息等々での運営が厳しいということで、今は会員の皆さんからの徴収で賄っています。教育振興基金というもので公益法人財団という形で色々あるのですが、利用者は変わらず沢山、高校生ですが、かなり条件が厳しいところは高校の校長先生に一任しているのですが、非常に優秀な子に行き届いているのはあります。京都大学であったりとか、色々な所に行って学びたいということで、その感想文とか、直接本人もクラブに来てごあいさつもしております。

ただ、減ってきたという意見も一方にはありまして、それはこういう育成会であったり、行政からの貸付金額が大きいので、ロータリークラブは確か月に 4 千円程度です。ただそれは、当時の高校の月謝にあわせてということで 4 千円というのを組んだのが、今でも続いていると。40 年ぐらい前の金額です。本来だと給付型なので借りやすいのではないかと思うことがあるのですが、保護者のほうが貸付と給付の違いがよくわかっていらないのではないかとということをお話したことがあります。

実際、その審査等々もそうだと思うのですが、別な民間の融資の場合では、中学生向けのそういうものも始めているところも、三股の企業であったりとか、建設業関係、地元で働きながら学費を支給しますという制度を設けているようです。

何となく言わんとしていることはわかります。人材確保のために奨学金を出しますから、できるだけ地元の企業で就職してくださいというようなことを条件につけたらどうかという提案なのだろうと思いますし、ロータリー等々でもそういうふうにもっと宣伝していいのではないかと意見もあります。大学を出て地元の企業にと、できるだけ優秀な人材を地元の企業に入ってもらおうということで、優秀な人材の確保のために有効利用をしていいのではないかと思うのですが、なかなか確かに難しい。かたやこちらでは子どもに関わる貧困層の話し合いをしていて、申請者が減ってきているというのは、しがないというか、学校では必ずそういうものは提供して、宣伝しているとは思いますが、先に返済が難しいと決め込むのが大方の意見だとは思いますが。というよりも、学業を奨励するための基金なのか、お金があるのかということよりも、進学するために奨学金を利用したいという方は、その利用にかかわらず多くいらっしゃると思うのです。大学受験についても、公立でないと、とてもではないけれども私学は無理だとかも多いと思います。ただ、就職すれば優秀な方だったら間違いなく定期的な返済は可能だと思うので、貸付であれば、貸付をするための条件をきちんとしているのでしょうか、こういうものですよということをもう一回見直して、説明した上できちんとしたものを、かつ条件としてさらに地元の企業に就職した場合には、条件として全額返済を 2 分の 1 にしますよとか、いうことをしたらという提案だったらわかるのですが、どこでもいいとかなると、小売店でもいいのかとかなりますし。その審査等々も難しい。

○教育長

確かに、色々な問題をはらんでいますね。

○中原委員

おおざっぱでありながら、非常に繊細な部分でもあります。

○教育長

このことにつきましては、今後、議論を深めていくという立場でやっていかなければならないだろうし、関係各課どういうふうを考えているかということもこちらで把握しきれていませんので、そこを含めた上で進めていきたいと思います。

ただ、今抱えている奨学金が 2 通りありまして、もともと都城市が持っていた奨学金は一般会計から支出するものでした。それから、旧四町のところでは、山之口も一般会計から支出しているのですが、それは都城市と旧都城市と同じ。ところがその他の 3 町が、原資が社会福祉のほうとか、お葬式をした時に寄附をしますという、そういう寄附から成り立っているものです。高城、高崎、山田の 3 町が集まって原資を作っているものですから、なかなか一緒にするというのは難しいだろうと思っていたのですが、寄附者の意思としては、一つにまとめてしまって運用したほうがより運用しやすい、貸し付けしやすいのではないかとあ

ば、条例を改正する場合になったときには、ご相談をしたいとは思っています。

○赤松委員

難しいですね、今、色々お聞きして、利用者が減っている本当の原因は何なのかということ特定するのが一番だと考えます。本当に利用者が少なくなっている原因が何なのかをしっかりと確認すれば、おのずから対策は生まれてくるものだと思います。

○教育長

それでは、協議の 2 にらせていただきます。

統一した学校閉庁ですが、県内ほとんどの市町村が今回の夏休みで閉庁日をやっております。やらなかったのは都城市とあともう一つの 2 つぐらいです。なぜ学校の閉庁日がこれだけ入ってきたかという、これも文部科学省の通知がありまして、学校閉庁日等という文言が入っていたがために、みんな横並びにやりました。ところが、この閉庁日につきましては、学校の勤務を要さない日にはならない。県の条例が変わらない限りは無理だそうです。

すべての先生方が自分の有給休暇を活用して、これを行っているということなので、一部の方策でしかない。もともと有給休暇というのは本人の希望で取得するものなので、この日に休みなさいと言われる筋合いのものではないと理解しております。有給休暇をそこで使いたくない人、もしくは消化しきっている職員がいたら成り立たないと考えて、今年は見送りました。実際に、市の職員で学校に入っている方々がいらっしゃいます。7 月採用された場合には、有給休暇が 1 日しかないのです。それを考えれば、当然、そこで破綻をしています。また、有給休暇を使いきってしまった人が若干 2 名ほど市内にはいらっしゃいます。ですので、それを考えれば、このこと自体が成り立たないと考えたところです。もちろん、もともと働き方改革の核心は、学校の業務のスリム化にありますので、それについては、きちんと精選をしていかなければならない。このことについても、今度の校長会でも、学校の強みに集中させる業務の精選をしていって、スクラップしてビルドしたら、必ずスクラップするという感覚を磨いていってほしいということと、今、しかも大型が増えないのではないかと思います。今、これだけ学校の働き方改革というものがクローズアップされて、この時期を逃す手はないかと思います。

過労死ラインと言っています月 80 時間以上の残業、大体平日を平均すると 4 時間ぐらいになります。残業している人は、管理職がしっかりと把握をしなければならないという考え方で業務量を精選していただきたいというのがまず 1 点です。

ただ、今後も学校閉庁日については、色々な考え方のもとに、閉庁している間、連絡とかそういうものは全部教育委員会で受けるというような手筈が踏めれば、それは先生たちにとってもいい話ではないかとは思っているところです。

学校閉庁日について、ご意見をいただきたいのですが、よろしいですか。

○濱田委員

まず、有給休暇が先ほど 1 日しかない、7 月から入って 1 日しかない。一般の先生方はどのくらいあるのですか。全体的には 20 日とかですか。

○教育長

ほぼ毎年使いきっていないので、20 日間は毎年付与されるのですけれども、その下に基本となる 20 日がありますので、40 日間休みがあります。

○濱田委員

ほとんど先生方は休まないのではないかと思いますのうのですが。

○教育長

休む先生は休みます。

病休はとりたくないの、年次休暇にするというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。

○濱田委員

少し、強制的に休ませるというような形で、有休を使いなさいという趣旨はあると思うのですが、それから外れた方がおられると、その方たちにちょっと考えていただく。

○教育長

学校教育課と話し合いをした時には、もしこれを通知するのであれば、今年の 11 月ぐらいには来年はこれでやりますと言っておかないと、1 月から始まるものですから、有給休暇の取得のスタートですので、少なくとも 12 月中にはそれをちゃんと通知して、この期間中に休めるようにしておいてくださいという通知を出しておかなければならないとは思っています。他の市町村はそういうことは一切なしに、パンとこの 3 日間は休みなさいとぎりぎりでしたけど、そんな乱暴なことはちょっとできないと思います。

○岡村委員

このように書かれているとおりにだと思いますが、宮崎市は 8 月 10 日から 16 日まで実質 5 日間の学校閉庁日というものをして、夏季休暇が 3 日間とリフレッシュ年休の 2 日間という形でとるようにしていたのですが、確かにここで取りたくないという方もいるのではないかなとは思いますが、部活動も休ませるということで、部活動をされる先生方は年休取ってでも部活動に出てこられ、夏季休暇の時でも出てこられて仕事をされるということもあったので、そういう面で、強制的にここを休めということも考えられる一つの方法かなということでは思いました。

すべて教育委員会にという形で、閉庁日をもっていくというので、留守番電話にそのような形で設定して、教育委員会でもそのようなことで、対応していただけます。

問題は多いなと思いつつ、それでいいのかなと思いつつ、メリットもあるのかなと、働き過ぎの先生方には、強制的に休ませるのも必要かなと。あと、管理職が、確かに、休みの期間に校長先生は出て来られていて、その日に仕事対応、保護者対応されている先生方もいらっしゃるのですが、それもしないような形でやっていくと、管理職も少しは働きすぎじゃなくなるのかなと思ったところです。

○教育長

実は都城市は閉庁はしなかったのですが、8 月は 10 日から 17 日まで行事を入れない期間をとりまして、ですので、常に休める状況にはしていましたし、10 日に学校に出てきている方はいらっしゃるのですが、少なかったと聞いています。ですので、来年もしこれを実施するとすると、8 月 9 日から 16 日までを学校閉庁日にすると、16 日が金曜日なので、次の土日まで入れて、合計 10 日間の期間、土日を 2 回挟むのですが、それで休むことができるのですが、ただそのためには、そこにきちんと年休をとれるようにしておいてくださいとか、出て来たい人に出て来させないと思うのがないと思うのです。2 週間、16 日間の休みを岐阜市が今年とったわけです。それはものすごいゆるいやり方で、出てきている人はいっぱいいるのです。いっぱいいるのだけれども、学校閉庁日になっているので、電話をとらなくてもいいですよ。ただしとってもいいですよとか、学校に行って、それは学校で引き取ってもいいですし、教育委員会とめておいてもいいですよという、すごく緩やかなものを作って学校閉庁期間という名前をつけてやったら、全国から、16 日間も休みがあると。実はそうでなかったのですが、調べてみますと。そういうようなやり方でやるしかなかなか、先ほど言われたように、宮崎市では市の職員が足りなかったらしいです。閉庁してもらったら困るということと言われて、結局は欠勤状態になってしまったということで、それをよしとしてしまったのではないかと思いますけれども、そんなやり方はあまりやりたくない。

○中原委員

教育長が行かれたオーストラリアとかどうですか。

○教育長

オーストラリアはすごいですよ。勤務状態というのは、日本の学校は子どもたちがいる時に退庁するということはまず考えられませんが、3 時半には先生たちみんな帰っていきます。子どもたちがいっぱいいるのに。働き方の感覚が全く違いますので。

○濱田委員

海外ってそんな感じが多いと思うのですが、日本はとても良心的なやり方を続けて来ました。これも良さでもあるのですけれども、それだけ結局過労死とかつながってきってしまうので、さきほど岡村委員が言われたように、強制的な仕組みを作らない限り先生方は休まないという気はするのです。

○教育長

ただ、連絡業務とか、そういうものは全部、教育委員会が引き受けますのでという、かなり休みやすくなるのではないかなとは思いますが。

○赤松委員

おっしゃるとおりだなと聞いていたのですが、結局、夏休みは休業期間ということですから、授業しない期間ですよ、それが休業日です。一方、教える先生方にとっては勤務を要しない日、いわゆる勤務に対する義務が免除された日とはならないのですよね。それが一緒にならない限り、うまくいくはずがありません。その期間は勤務を要しない日なのですよと、有休とか年休という休暇とは別の日なのですよ、ということをきちんと確保しない限り、学校に必ず誰かが来ているということになると思います。ご自分の有給休暇なり、夏季休暇なりをまとめてその時期にとるようにご努力くださいとしか言えないのが現状ですね。

○教育長

その通りです。出てくるなとは言えません。勤務を要する日です。

○赤松委員

今のままではなかなか難しいですね。

○教育長

学校側でそういう働きかけもしながら、これを進めていきたいと思っています。

よろしかったでしょうか。

最後になりましたが、生徒指導の状況につきまして、お話をしたいと思います。

お手元のペーパーをご覧ください。

非行等問題行動が小学校 2 件、中学校 0 件になっております。これは 8 月中でございます。内容につきましては、万引きと指導に従わない言動や授業崩壊の 2 件でございます。

不登校につきましては、相変わらず新規のところが増えておりまして、新規小学校 19 名、中学校 34 名という推移をしております。例年と全く同じような数値でございます。

いじめにつきましては、そこに書いてありますように、一番右端に、解消率をつけさせていただきました。小学校の場合は、425 件中 419 件が解消したと報告が来ております。解消率は 98.5%、そして、中学校ですが、24 件中 19 件が解消しましたということで、79.2%、パーセントを上げていく必要があるなと思います。

交通事故でございます。小学校は 3 件、中学校が 1 件、どちらも自転車事故も含めてあります。小学校のヘルメット着用につきまして、推進を呼びかけていくということには変わりありません。

不審者、声かけ事案が夏休み中でもあったということで、0 件になっております。ただし、もう 9 月に入りましてすぐに事案が報告されておりますので、子どもたちが学校へ出向くようになることが、声かけ事案の引き金にはなっているだろうなと推察するところです。

その他でございます。

学級がうまく機能しない状況であるということで、8 月中というのは、8 月の後半の 1 週間しかありません。その中で事例でございますが、5 年生の男子でございます。1 学期と比べると落ち着いた状況であるのですが、白坂 S S W が一生懸命関わってもらったり、スクールサポーターの丸山さんにも参加していただいて、色々と助かっているところもございます。また、運動会後に学校の状況を確認して 2 回目のケース会議として検討していきたいと思っております。今回は夏休み中でございましたので、簡単な報告でございますが、これについて何かお尋ねはありますでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは、教育長の報告を終了したいと思います。

10 議 事

【報告第 84 号、議案第 28 号】

○教育長

本日は、報告 11 件、議案 5 件でございます。

最初に、報告第 84 号、議案第 28 号を高城地域振興課長から説明をいただきます。お願いいたします。

○高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。よろしくお願いいたします。

報告第 84 号、都城市高城郷土資料館の入館料免除についてご説明申し上げます。

都城市高城郷土資料館条例第 8 条の規定により、別紙のとおり都城市高城郷土資料館の入館料を免除するものでございます。

これは、都城市高城郷土資料館の利用促進の一環として、市内にある高等学校が学校活動で郷土についての学習等を行う場合に入館料を免除するものです。対象者は、市内にある高等学校の生徒及び教員でございます。

次に、議案第 28 号、都城市高城郷土資料館の臨時休館についてご説明申し上げます。

都城市高城郷土資料館収蔵品ガス燻蒸業務の実施に伴い、都城市高城郷土資料館条例第 6 条の規定による休館日の変更について、承認を求めるものです。臨時休館日は、10 月 23 日、24 日となります。

以上で、報告第 84 号、議案第 28 号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、今の報告並びに議案についてご質問ありませんでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 84 号につきまして承認いたしまして、議案第 28 号につきましては原案どおり議決をいたしましたので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 81 号、議案第 27 号】

○教育長

それでは、報告第 81 号、議案第 27 号を学校給食課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○学校給食課長

学校給食課長の岩崎です。

それでは、報告第 81 号、都城市都城山田学校給食センター調理及び配送業務委託について、ご報告いたします。

7 月の定例教育委員会におきまして、都城学校給食センターの調理及び配送業務について、今年の 6 月 18 日の一般競争入札を中止しましたこと。そして、来年の 8 月 1 日の更新に向けて、提案型のプロポーザル方式により業者を選定することを考えているとご報告いたしました。また、同日の委員会におきまして、山田学校給食センターの調理及び配送業務につきまして、平成 31 年 4 月から民間委託により実施することを付議いたしました。業者の選定方法につきましては、山田センターが、食数 633 食と少ないことから、利益が薄く、応募業者の有無が心配される状況であり、さらに、都城センターと別々にプロポーザルを行った場合、事務が煩雑になることから、今回は都城と山田 2 つのセンターを一括したプロポーザルにより業者を選定することとなりました。

これからのスケジュールにつきましては、10 月 12 日に本件についての公告を行い、市の掲示版及びホー

ムページにより、応募業者を広く募集いたします。その後、説明会等を実施し、平成 31 年 1 月 7 日に、第 1 回選定委員会を開催し、書類審査を行います。そして、1 月 31 日の 2 回目の選定委員会で、プレゼンテーションを行い、委員の採点審査により優先交渉権者を決定いたします。

報告第 81 号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 27 号でございます。

ただいま、報告第 81 号の中で、選定委員会について説明いたしましたが、この都城市都城山田学校給食センター調理及び配送業務委託事業者選定委員会の設置要綱の制定及び選定委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

別紙設置要項のとおり、公募型プロポーザル方式により、公平かつ適正に業者を選定するため、選定委員会を設置するもので、先ほど申し上げましたとおり、今回は 2 回の委員会を開催し、優先交渉権者を決定いたします。

選定委員会委員につきましては、事業副市長、教育部長、学校給食課長、山田学校給食センター所長及び都城市学校給食センター運営審議会会長、以上 5 名に委員の委嘱を考えております。

なお、今年度の運営審議会会長は、志和池中学校校長となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告 1 件、議案 1 件につきまして関連がございますので、まとめてご質問等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員

前回、延期された話の続きですね。あの時は確か、次年度以降で赤字分を解消するということで、1 年目の提案価格をうんと下げられた場合には、その業者が採択になってしまうということで、延期になったのだと思うのですが、今回、そういうことはないですね。

○学校給食課長

前回は、1 年分の入札だったのですが、1 年分として入札された場合、そのあとずっと随契でいくということでしたが、今回は 5 年間の総額でいきますので、無理に落としてということはまずないだろうということと、プロポーザルの場合になると随意契約になるものですから、最低制限価格を設定できないということになっておりまして、そういうこともありまして、今回の場合は 5 年総額の見積額の提示になりますので、それは心配ないかと思っております。

○教育長

ほかにございませんか。

○岡村委員

都城の学校給食センターはものすごく大きいではないですか。山田は小さい。両方一緒にして、募集をかけるといことで、確かに、山田だけでは赤字がと言われたのですけれども、大きい業者さんしか応募できなくなるということはないのでしょうか。小規模の会社が山田だったらできそうとか、そういうので、小回りがきくということもあるのかなと思ってお尋ねしました。

○学校給食課長

確かにそれはあるかもしれないですけども、今回の場合は、小さいところでもなかなか、あまりにも小さい規模ですから、なかった場合がちょっと怖いというのがあったものですから、今回一緒にしたほうが必ず、山田も含めて受託されますので、その心配がないのかなということですよ。

○教育部長

最終的には、都城の学校給食センターと残りの 4 ヶ所を基準に考えたのですけれども、最終的な目標としては、この 5 ヶ所を一括して委託ができないかというような方向で、今、方向性を持っていますので、順を

追ってといいますか、最終的には、平成 36 年度に向けて、今、言ったようなスケジュールで思っているところです。それをするによって何がメリットになるかという、例えば、給食を作っている職員の方が休んだとか、そういった時の相互の連携が取りやすくなるか、安定した給食を作る体制が維持できるということもあって、先ほど申し上げたような方向性で、今、動いている途中ということです。

○岡村委員

アレルギー除去食とか、各給食センターで対応されていましたが、そういうのは。

○学校給食課長

高崎、山田、高城はやっております。都城センターは今、できていない状況です。

○岡村委員

それに関してはまたそれぞれの場所で作っていくので、対応はできるということですね。

○学校給食課長

ほかのセンターはまだ残しますので、それはやれると思います。

○教育長

ほかにありませんでしょうか。

ちなみに、都城給食センター、今、何食ぐらいになるのですか。

○学校給食課長

11,900 食です。

○教育長

ということは、12,000 食と 633 食ということで、一緒にしたということですね。

それでは、報告第 81 号を承認いたしまして、議案第 81 号を原案どおり議決いたしました。どうかよろしくをお願いいたします。

【報告第 81 号を号、議案第 26 号】

○教育長

それでは、報告第 80 号、議案第 26 号を文化財課長から説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。

今回は 1 件の報告と 1 件の議案でございます。よろしくお願いいたします。

1 件目は、報告第 80 号、平成 30 年度第 3 回企画展「西南戦争」の開催要項の制定についてでございます。

平成 30 年度の第 3 回企画展といたしまして、11 月 2 日、金曜日から翌平成 31 年 1 月 20 日、日曜日まで、西南戦争展を都城歴史資料館の 1 階企画展示室で開催いたします。現在、NHK の大河ドラマ「西郷どん」が放送されております。おそらく 11 月下旬か、12 月上旬で西南戦争の場面が放映されると考えられますので、それにあわせて企画したところでございます。

西南戦争といいますと、熊本城や田原坂の戦いが有名でございますが、都城も戦場になっていることや都城の人々が多数この戦いに参加していることを関連する収蔵資料で展示を行い、来館者に知っていただきたいと考えております。

展示内容につきましては、要項の 5、展示予定資料及び構成のとおりでございますが、主なものをご説明いたします。

まず、都城から従軍いたしました約 2,300 名の従軍者名の一覧を展示したいと思っております。

次に、写真をご覧ください。写真の左のほうの上段、中段は、西南戦争に関する錦絵でございます。上のほうは、個人から寄託をいただいております、25 作品を巻物仕立てにしたもので、長さ約 20 メートルぐらいあるものなのですが、これをちょっと全部開いて展示はなかなか厳しいのですけれども、前期後期に分けて、より多くの作品を見ていただこうと思っております。中段の錦絵は、資料館所蔵のもので、都城軍議

の図とタイトルがついております。西郷隆盛が中心に幹部たちと都城で軍議をしたと言われているのですが、西郷は都城に来ておりませんので、そういう解説を加えながら展示したいと思っております。

次に、右上の軍票 西郷札でございます。これは、西郷軍が軍資金に困った時に、佐土原で作ったといわれる軍票で、通称西郷札と呼ばれているものでございます。その下の中段にあります山形流謫日誌でございます。こちらのほうは、西郷軍に従軍した野村綱雄という人が、戦後の中で山形のほうに流刑になっております。その間書かれた日誌でございます。左の下段、これが官軍側で戦没した人の掛け軸でございます。戦没者名が書かれた掛け軸を展示いたします。右側の一番下が勝海舟の漢詩掛け軸でございます。これは、西郷軍のほうで従軍した人たちが東京在住の方々が勝に頼んで、漢詩を書いてもらったものでございます。前田町にあります招魂塚の横にその詩碑が建っております。

以上が、西南戦争展に関する説明でございます。

続きまして、議案第 26 号、文化財の指定について説明いたします。

8 月の定例教育委員会でご協議いただいた山内多門筆の金剛山を 8 月 28 日に開催されました文化財保護審議会に諮問いたしました。

指定文化財物件調書をご覧ください。

赤の下線を引いた部分について、審議会の先生からアドバイスを受けたところでございます。

まず、名称でございますが、単なる作品名の金剛山だけではなく、国指定の物件と同じように、何に何で描かれたものか、また、誰が描いたものかがわかるように、絹本墨画金剛山、山内多門筆額装という名称に修正をいたしました。

次に、2 番目の下線についてでございますが、調書裏の写真をご覧ください。右上のほうに文字と落款がありますので、この情報を追加させていただきました。

最後に、朝鮮半島が 20 世紀前半に日本の統治下にあったという事実を追加するようにということでございましたので、日本の統治下であったの文言を追記しております。

以上のように、調書の内容に若干の指摘を受けましたが、作品そのものは都城市指定文化財に指定するにふさわしいとの答申をいただきましたので、都城市文化財保護条例第 5 条の規定に基づき、市指定文化財として指定をお願いするものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第 80 号と議案第 26 号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 80 号を承認いたします。そして、議案第 26 号を原案のとおり議決いたしましたので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 82 号、報告第 83 号、議案第 29 号】

○教育長

それでは、報告第 82 号、83 号、議案第 29 号を都城島津邸館長から説明していただきます。よろしくお願いします。

○都城島津邸館長

では、報告第 82 号、都城島津邸盆栽展の開催について、都城島津邸盆栽展の開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

開催のねらいと内容は、都城さつき盆栽友人会の会員の皆様が丹精込めて育てた盆栽等約 50 鉢を都城島津邸本宅に展示し、歴史的風情のある本宅と盆栽の魅力を合わせてご堪能いただき、入館者数を図るものでございます。開催日時、平成 30 年 10 月 18 日から 10 月 21 日、4 日間でございます。会場は島津邸本宅で

ございます。主催者は、都城さつき盆栽友人会、共催が島津邸でございます。料金のほうは、本宅内に展示しますので、小学生以上 100 円の観覧料が発生いたします。その他、表彰は行いません。盆栽展は、平成 28 年度より開催しております。

続きまして、報告第 83 号、都城島津邸菊花展の開催についてでございます。

都城島津邸企画展の開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

開催のねらいと内容は、都城菊の会の会員の皆様が丹精込めて育てられた菊約 1 5 0 鉢を都城島津邸内に展示し、菊の魅力と都城島津邸の魅力を合わせて観覧していただき、入館者増を図るものでございます。開催日時は、平成 30 年 10 月 30 日から 11 月 18 日で、休館日を除くと実質 18 日間でございます。会場は、島津邸内の島津広場でございます。主催は、都城菊の会、共催が都城島津邸でございます。料金は、庭内で開催しますので、無料となっております。その他、平成 23 年度から開催しております。市長賞、教育長賞、菊の会会長賞、記載漏れですが、市議会議長賞の計 4 賞を設けて表彰することにしております。

続きまして、次のページですが、報告第 82、83 号の資料で、入館者の実績を添付しております。

上段、盆栽展でございますが、平成 28 年、29 年で実施しておりまして、平成 28 年は 3 日間で 298 名、平成 29 年 4 日間で 322 名となっております。1 日平均ですと 30 から 70 人位、前の週と後の週に比べて増えております。全体でいきますと、100 名から 200 名位来館者が増えている結果となっております。菊花展のほうは、邸内の広場で実施しますので、確定的なデータはございませんが、平成 28 年、29 年は 1 日平均で約前週と次週と比べまして、100 名程度平均で増えている状況でございます。

続きまして、議案第 29 号、平成 30 年度都城島津伝承館特別展観覧料の改正について、都城島津邸条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、表記特別展の観覧料を下記のとおり改めるということでございます。7 月定例委員会議案第 18 号で、平成 30 年度都城島津伝承館特別展観覧料の設定について、ご承認をいただいておりますが、今回、その一部を改正するものでございます。

改正内容は、観覧料の最後ですが、下線の部分です。平成 30 年 11 月 3 日、文化の日における伝承館の観覧料は無料とするという 1 項目を設けております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 82 号、83 号、議案第 29 号につきまして、ご質問があればよろしく申し上げます。

○岡村委員

報告第 83 号の資料としてつけてありますものについてなのですが、一番下の段、菊花展は屋内展示のため、来邸者数で集計となって、菊花展開催中に剣道大会開催と一緒に書くところなのですが、

○都城島津邸館長

すみません、間違いです。菊花展は屋外です。基本的に、伝承館と本宅の入館料が必要ありませんので、邸内の駐車場のところにカウンターを設置しておりまして、その数の 6 掛けぐらいで邸内に訪れるお客様の数を、概算ですが考えておりまして、その数値を 2 番の菊花展の来邸者数比較というところであらわしておりますので、正確な数字ではございませんが、一応、菊花展の開催中は一日平均ですと 100 名程度は多くなっているというデータが出ているということでございます。

○岡村委員

剣道大会開催日ということで、剣道大会は近くで開催されていないのですか。

○都城島津邸館長

これは、郷中教育関係と島津発祥関係で 1 回この時期に開催がありまして、そのために、その関係の方々がいらっしゃいますので、その人数は含んでいるために、ちょっと多くなっている部分がありますということとを述べておりまして、なければもう少し少なくなる可能性があるということでございます。

○岡村委員

秋らしい取り組みなので、とてもいいことだなと思っています。

○教育長

ほかにはありませんか。

○濱田委員

今の資料のところですが、一番上のほうに盆栽展があって、前の週と次の週に比べて、増えられたという話をされましたが、確かにそうだと思うのですね、こういうイベントをやれば増えると思うのですが、それから後にひびいてというか、要するにリピーターを増やしてみたいな形で次の週も平成 28 年度、29 年度、次の週は高くなっているというように見えたのですけれども。

○都城島津邸館長

その可能性もあると思います。盆栽展の影響で来られる方もいらっしゃる可能性がありますので、前週よりか後の週のほうが入館者のほうは増になっておりますので、その可能性が大だと思います。

○中原委員

効果がある関係イベントで、来館者を増やす意味ではすごくいいなと。

○都城島津邸館長

一つのインパクトにはなるとっております。

○教育長

ほかにはないでしょうか。

それでは、報告第 82 号、83 号を承認いたしまして、議案第 29 号を原案どおり議決いたします。よろしくをお願いいたします。

【報告第 77 号】

○教育長

それでは、報告第 77 号をスポーツ振興課長から説明をいただきます。

○スポーツ振興課長

それでは説明させていただきます。

本件につきましては、スポーツ推進委員の欠員になった部分の補充の委嘱案件でございます。沖水地区の前任の新原成子氏の自己都合による退任により、残任期間の後任として河野加代子氏を委嘱するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教育長

それでは、今、報告第 77 号を説明されましたけれども、ご質問等ありましたらよろしくをお願いいたします。

それでは、報告第 77 号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第 77 号、報告第 79 号、議案第 25 号】

○教育長

それでは、報告第 78 号、79 号、議案第 25 号を生涯学習課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、ご説明申し上げます。

まず、報告第 78 号、放課後子ども教室教育活動推進委員及び教育活動サポーターの委嘱について、ご説明申し上げます。

放課後子ども教室教育活動推進委員及び教育活動サポーターにつきましては、都城市放課後子ども教室推進事業実施要項第 10 条第 2 項の規定に基づきまして、教育委員会が委嘱するものとなっております。

今年度開設している放課後子ども教室のコーディネーターをはじめ、教育活動推進委員及び教育活動サポーター合計 31 名の委嘱につきましては、4 月の定例教育委員会におきましてご承認をいただいたところでございます。この度、高崎町の縄瀬小学校の教室において、教育活動サポーター1 名が追加となりましたので、ここに臨時代理したことをご報告し、承認を求めるものでございます。

この教室は、これまでコーディネーター1 名、教育活動サポーター4 名で週 5 日のローテーション運営となっておりましたが、よりきめ細やかで、充実した活動が展開できるものと考えております。

以上でございます。

続きまして、報告第 79 号、平成 30 年度青少年育成家庭教育講演会開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

まず、別紙 1 の開催要項をご覧くださいと思います。

趣旨にもありまして、子どもたちの健やかな成長には、学校とともに家庭や地域がその役割を果たしていく必要がございます。この度、作家の家田荘子さんをお招きし、子育て、親育てと題して、ご講演いただくことになっております。講演会には、日頃、青少年育成にお力添えをいただいております青少協、それから自公連、壮年団体連、子育て連、PTA、高齢者クラブ、まち協など、都城市青少年健全育成市民会議のメンバーもはじめとして、小・中学校や幼稚園など、市内 60 の家庭教育学級などに参加いただくことにしております。79 号については以上です。

最後に、議案第 25 号、都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

志和池地区公民館の建て替えに伴いまして、工事が完了するまで会議室 1 部屋を備えた仮設の公民館を設置する必要があり、手続きを進めてまいりました。しかし、この会議室の使用料につきましては設定をしないまま、9 月より貸し出しをしてしまったところでございます。そのため、仮設公民館の運用開始から来年 10 月末を予定しております終了時期までの全期間において、その効力を保ちながら適法に使用料を徴収できるよう、今回条例を改正したいと思っております。

そこで、仮設の公民館の会議室の面積が現行条例の和室大に相当しますことから、条例改正前はその代替部屋として適用しながら、条例改正後は会議室と名称を改めまして、基礎額 300 円を徴収することにしております。

なお、この事案につきましては、地元との設置協議に気をとられ、条例改正が遅れてしまいましたことを大変申し訳なく思っております。

定例教育委員会にお諮りした後は、部会議、部長会議、庁議等を経て、12 月市議会に議案として上程する予定としております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。一括してご質問等あれば、よろしくお願いします。

それでは、報告第 78 号、79 号を承認させていただきまして、議案第 25 号を原案どおり可決しますので、よろしくお願いいたします。

【報告第 74 号】

○教育長

続きまして、報告第 74 号を教育総務課長から説明をいただきます。

○教育総務課長

報告第 74 号、専決処分した事務、平成 30 年度都城市教育委員会名義後援と共催について説明いたします。

今回の名義後援、共催ともに、平成 30 年 8 月 22 日から 9 月 26 日までに承認したものを上げております。

別紙の一覧表をご覧ください。名義後援につきましては、総計 26 件を承認しております。内訳につきましては、生涯学習関係 4 件、スポーツ関係 4 件、学校教育関係 3 件、山之口及び高崎総合支所の地域振興課各 1 件の計 2 件、その他、教育総務課受付分 13 件となっております。

次に、共催についてご報告いたします。共催につきましても、名義後援同様、総計 26 件を承認しております。内訳につきましては、学校教育関係 25 件、都城島津邸関係 1 件となっております。

以上で、報告を終わります。

○教育長

ありがとうございました。共催、名義後援関係でございますが、報告第 74 号でご質問等あればよろしくお願いします。

○教育総務課長

名義後援のほうですけれども、平成 27 年から平成 29 年、3 年間で実績のない申請が No.66、No.77、No.78、No.79、No.85、No.88 の計 6 件ございました。No.85 以外は新規でございます。No.85、ライオンズクラブはほかの行事ではこれまでも実績があったところで、チャリティー絵画展という名称で申請を受けたのは初めてでございます。以上です。

○教育長

名称が変わったということですか。

○教育総務課長

ほかの件名でもございますけれども、今回この件名で申請されたのは初ということになります。

○教育長

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 74 号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第 75 号】

○教育長

それでは、報告第 75 号を教育部長からご説明いただきます。

○教育部長

それでは、報告第 75 号を説明させていただきます。

内容につきましては、本年度 9 月の議会におきまして、補正予算をしたことについての内容になります。

要項の平成 30 年度 9 月（追加補正予算）の歳入というページをご覧いただきたいと思います。今回の補正は、エアコンの設置に伴います設計をするための予算を今回 9 月補正で上程したところでございます。この歳入につきましては、この表の中には補正額は 0 円、計上されておりませんけれども、なぜかと申しますと、その下に書いてありますように、財源につきましては、福祉部のこども基金を活用することになりました。約 9,200 万円超になるのですけれども、この基金につきましては、こども課が所管をしている基金でございますので、取り崩した基金の繰入金につきましては、こども課の歳入補正となるために、今回の教育委員会の歳入には影響はございません。

続きまして、次のページを見ていただきたいと思います。

歳出の説明になります。

まず、50 款、教育費の 10 項、小学校費の 20 目の学校建設費の空調設備整備事業（小学校）のエアコンの設置に伴います設計をする必要経費が補正額 6,035 万 4 千円ということになります。その 4 行下になりますけれども、空調設備整備事業（中学校）が中学校のエアコンの設計に要する経費になります。補正額が 3,214 万 5 千円、トータル総計の欄をご覧いただきたいと思いますが、9,249 万 9 千円、この額を今回補正いたしました。この予算を使いまして、先ほど申し上げたように、小学校、中学校に設置いたしますエアコンの設計を今後発注する予定にしているところでございます。約 1,000 教室の設計、全教室に設置するエアコンの設計がここででき上がってくるということになります。以上で説明を終わります。

○教育長

それでは、報告第 75 号につきまして、ご質問等あればよろしく願いいたします。

○濱田委員

価格の感覚がわからないのですが、設計だけですよね。9 千万円かかるということで、1,000 教室ですから、1 教室 9 万円ぐらいかかるということですか。

○教育部長

積算の基礎としましては、それぞれのエアコンごとの設計図面が出てきます。それにプラスして、配線をどこにするとか、室外機をどこに置くとか、変電の設備も色々と設計が変わってくるようですので、そういったものをトータルで積み上げた時に、9 千万円ぐらいかかるということです。

○教育長

ほかにはありませんか。

○赤松委員

空調設備のことについて、新聞報道を見ていて、全国平均が 49%であるということで、本県や市の状況について、以前データを調べたことがあります。今年のように、夏場の気温が非常に高く、教育活動を行うのにきつい状況が生まれています。ここで都城市が思い切って 9,200 万円のお金を使って、子ども達の学習環境を整えていこうとするそういう取り組みを行うという姿が見えるようになって、大変素晴らしいことだと思っています。20 年、30 年前と違って社会の状況もかなり変わってまいりました。学校の普通教室に空調設備を整えるということは素晴らしいことだと思っています。9,200 万円の調査費を活用して調べ上げた後、現実にはそういう設備が整っていくことが、出来るだけ早い時期に実現すれば、子どもたちも大変喜び一生懸命勉強に取り組むのではないかなと思っています。

○教育長

ご意見ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 75 号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第 76 号】

○教育長

それでは、報告第 76 号を学校教育課長から説明いたしまして、その後、その他の伝達事項の中で話を進めていきたいと思えます。では、報告第 76 号をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第 76 号、特別支援教育支援員の配置につきまして、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

資料の臨時代理書をご覧ください。

2 番の認定内容でございますが、五十市小学校に 2 人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置いたしました。

その理由といたしまして、3 番でございますが、1 人目の支援員は現在、担当している児童で手一杯であり、当該児童が教室から飛び出したり他の児童に危ない行為をしたりするなど、安全面で危惧がある状況を鑑み、2 人目の支援員を配置したところでございます。

なお、下の表にございますように、支援員のお名前は永吉美恵子さん、開始日が 9 月 3 日からとなっております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

2 人目の支援員の開始ということのご報告でございました。何か質問はありませんでしょうか。

それでは、報告第 76 号を承認いたします。ありがとうございました。

11 その他

○教育長

その他の事項に入ります。本件に関しましては人事に関する事案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条 7 項の規定により、これを公開しないという発議をしたいと考えております。委員の皆さまの御同意は得られますでしょうか。

○委員

（「はい。」との声あり。）

○教育長

異議なしと認めます。出席者の3分の2以上の賛同を得られましたので本件については非公開とします。

事務局は録音等の処理をおこなった後、退席をお願いいたします

（以後、非公開）

○11月定例教育委員会日程について

日程 平成30年10月31日（水） 午後1時30分から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、10月の定例教育委員会を終了いたします。